

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 小学校・中学校
 内部東小学校、小山田小学校、橋北小学校、四郷小学校、高花平小学校、
 笹川小学校、内部小学校、県小学校、川島小学校
 （高花平小学校、笹川小学校、内部小学校、県小学校、川島小学校は書
 面監査）
 笹川中学校、橋北中学校、内部中学校、西陵中学校、大池中学校、西笹川
 中学校
 （大池中学校、西笹川中学校は書面監査）
- 3 監査実施期間 令和4年11月9日、令和4年11月11日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

| 指 摘 | 措置（具体的内容）・対応状況 |
|---|--|
| <p>（2）教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 【四郷小学校、高花平小学校、笹川小学校、笹川中学校、内部中学校、大池中学校、西笹川中学校】 教職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認を行うこと。加えて、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死認定基準を上回る状況の解消を図ること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 校務支援システムへの出退勤時刻の記録を基に、本人及び管理職が時間外勤務の状況を常に把握・管理するようにしている。月の時間外勤務が80時間を超える職員に対しては、校長が面談し、働き方について指導・助言を行っている。 また、校務支援システムや学校業務アシスタント、スクールサポートスタッフの活用、定時退校日の設定や会議内容の精選から業務の効率化を図り、教職員の勤務時間縮減に向けた取り組みを行っている。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日 これまでの取組については継続実施している。中学校においては、令和6年度より自動採点システムによる定期試験等に係る業務の効率化を行うべく、導入の検討を進めている。さらに、小中学校で、児童生徒個々の情報を一元可視化する校務支援システム機能の増強も進んでおり、きめ細かな指導を効率的に行うことで、教職員の勤務時間縮減につなげていく。</p> |

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

| 意見 | 措置（具体的内容）・対応状況 |
|---|--|
| <p>(2) 教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>【内部東小学校、小山田小学校、橋北小学校、内部小学校、県小学校、川島小学校、橋北中学校、西陵中学校】</p> <p>教職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認を行うこと。加えて、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、A I技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>校務支援システムへの出退勤時刻の記録を基に、本人及び管理職が時間外勤務の状況を常に把握・管理するようにしている。月の時間外勤務が80時間を超える職員に対しては、校長が面談し、働き方について指導・助言を行っている。</p> <p>また、校務支援システムや学校業務アシスタント、スクールサポートスタッフの活用、定時退校日の設定や会議内容の精選から業務の効率化を図り、教職員の勤務時間縮減に向けた取り組みを行っている。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日</p> <p>これまでの取組については継続実施している。中学校においては、令和6年度より自動採点システムによる定期試験等に係る業務の効率化を行うべく、導入の検討を進めている。さらに、小中学校で、児童生徒個々の情報を一元可視化する校務支援システム機能の増強も進んでおり、きめ細かな指導を効率的に行うことで、教職員の勤務時間縮減につなげていく。</p> |
| <p>(3) 教員が児童・生徒と向き合う時間を十分に確保できないリスク</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>教員が児童・生徒と向き合う時間を十分に確保するため、従来の業務方法の見直しを進めるとともに、教育委員会と連携してA I技術の活用等による業務改善をはじめとした環境整備を推進すること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>教員が児童・生徒と向き合う時間を十分に確保するため、学校教務アシスタント、スクールサポートスタッフの配置を有効に活用している。また、校務支援システムやHome & School（学校・保護者連絡システム）を活用し、教員の業務負担の軽減を図っている。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日</p> <p>児童生徒の情報を一元可視化する校務支援システム機能の増強も進んでいる。児童生徒の状況を迅速に把握することにより、きめ細かな指導を効率的に行うことで、個々の児童生徒に向き合う時間を創出する取組を進めていく。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(4) 理科薬品の適正な管理におけるリスク</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>一般薬品など品質が劣化した薬品は、適宜処分するなど適切な管理に努めること。また、毒物・劇物など処分する薬品を薬品庫以外で仮置きする場合は、鍵のかかる部屋に保管するなど、児童・生徒の安全を考慮した管理を行うこと。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>理科薬品については、「理科薬品類の取扱いと管理について」の通知に基づき、鍵のかかる専用保管庫での管理、管理記録の整備、校長による点検を実施し、適正な保管・管理を行っている。処分のため、保管する場合も事故が発生することがないように、必ず鍵のかかる場所で適切な保管・管理を行うようにしている。</p> |
| <p>(5) 学校内におけるいじめ、不登校等への対応におけるリスク</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>① 不登校を含む児童・生徒と学校側がつながりを持つために、タブレットを自宅へ持ち帰ることの推奨や自宅でのタブレットの活用を図ること。そのためにも、保護者とのコミュニケーションを大切に、タブレット活用の理解を得られるよう取り組むこと。</p> <p>また、このような取り組みを行うことで、児童・生徒が学校を敬遠することがないように十分に配慮すること。</p> | <p>【 措置済 】 令和 5年10月17日</p> <p>品質が劣化した薬品について、一般薬品の場合、使用見込みがなく、学校で処分できるものは通知に基づき適正な方法で処分している。処分できない一般薬品や毒物・劇物においては、必ず鍵のかかる場所で適切な保管・管理を行うようにしており、教育委員会において専門業者に依頼し、順次処分が行われる予定である。10月17日の小中定例校長会議において、教育委員会から理科薬品の適正管理について指示が行われた。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>不登校を含む全児童・生徒について、タブレットを自宅へ持ち帰り、自宅学習に活用している。不登校の児童・生徒については、本人、保護者の意向を確認しながらオンライン授業を行うなど、タブレットの活用を行っている。</p> <p>また、該当児童・生徒へはタブレットを使い学校生活の情報提供を行い、学校とのつながりを持てるようにしたり、スクールカウンセラーや関係機関とも連携し、相談したりするなどの配慮を行っている。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日</p> <p>不登校の児童生徒に対しては、本人、保護者の意向を確認しながらオンライン授業を行うなど、タブレットの活用を行っている。</p> <p>令和6年度は、タブレットから児童生徒が健康状況や「心の天気」、日々のコメントなどを入力できるシステムが導入される。不登校児童・生徒も自宅から利用できるため、本人や保護者の意志を尊重しながらも、学校とのつながりをつくる一策としてこのシステムの利用を推進していく。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>② 問題行動を起こす児童・生徒への対応は、複数の教職員で情報を共有し、教育委員会など関係機関と連携して対応しているが、他市では問題行動を起こす児童・生徒の状況に応じた対応マニュアルを作成している事例もある。児童・生徒への適切かつ迅速な対応を図るため、教育委員会とも連携して対応マニュアルの研究を行うこと。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 児童・生徒の問題行動については、毎週、校内での情報共有を行っている。必要に応じて、スクールカウンセラー等も交え、ケース会議を実施し、教育委員会など関係機関と連携して対応している。今後も教育委員会と連携し、対応マニュアルの研究を行っていく。</p> |
| <p>③ 不登校児童・生徒への対応は、担任教諭の過度な負担にならないよう他の教職員がフォローするなど、学校全体で対応できる体制の整備を図ること。</p> | <p>【 措置済 】 令和 6年 1月31日 児童生徒の問題行動については、校内の生徒指導委員会や打合せ等で情報の共有及び今後の対応を検討している。必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた委員会やケース会議を実施し、教育委員会など関係機関と連携して対応している。 昨今、保護者対応に苦慮するケースが多いため、スクールロイヤーの活用を図った。生徒指導担当者研修会においては弁護士からいじめの認知や対応について学んだ。児童生徒の悩み等の相談においては、1人1台端末から相談できるSNS相談アプリを活用している。</p> |
| <p>(6) 教員の部活動における業務負担に関するリスク</p> <p>【中学校共通事項】 経験のない担当教員の負担軽減の観点からも、複数の顧問配置をさらに進めるとともに、部活動指導員及び部活動協力員の地域人材の活用についても取り組みを進めること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 不登校児童・生徒への対応は、登校サポート委員会を開催し、情報共有を行い、学校全体で対応を行っており、担任一人に過度の負担とならないよう体制を整えている。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日 登校サポート委員会の定期的な開催の定着を図ってきた。 引き続き、委員会の組織的・計画的な実施を推進する。そのために、登校サポートアドバイザーによる全小中学校訪問において、不登校児童生徒に対する組織的な対応について助言・指導に努める。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 文科系の部活動等一部の部活動を除き、複数の顧問配置を行っている。また、部活動指導員を配置により地域人材を活用し教職員の業務負担を軽減している。</p> <p>【 措置済 】 令和 6年 1月31日 一部の部活動を除き、複数の顧問の配置を継続している。また、部活動指導員の活動回数を増やし、部活動顧問の負担軽減を図った。</p> |

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

| 意見 | 措置(具体的内容)・対応状況 |
|---|---|
| <p>① 事務の適正執行について【合規性の視点】 【小・中学校共通事項】 ア 内部事務の基本的な部分で、複数の学校で事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 日常的に全職員に対して事務執行の方法や管理についての周知を行い、事務処理の意識が低くならないよう努めている。また、発生しやすいミス等によるリスクを共有するとともに、管理職、事務職員の複数によるチェック体制を整備し、内部事務管理を徹底している。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年10月17日 校長は自ら決裁権者、出納員であることを十分に認識するとともに、職員への業務に関する知識の集積や単純ミスが生じないよう牽制体制の構築に努めている。また、他校や共同学校事務室での好事例を参考にするなど、更なる内部チェック体制の強化を図っていく。10月17日の小中定例校長会議において、教育委員会から支出事務の適正処理について指示が行われた。</p> |
| <p>イ 新型コロナウイルス感染症対策による物品購入には、国からの補助金が含まれている予算で購入された物もある。全ての歳出について、適正な予算執行となるよう改めて確認して会計事務を行うこと。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 全ての歳出について、事業目的に沿ったものであるか確認し、適正な予算執行となるよう会計事務を行っている。</p> <p>【 措置済 】 令和 6年 1月22日 共同学校事務室でのチェックや各校での予算執行伺決裁の過程においても複数による確認を行いながら、引き続き適正な会計事務を行っていく。1月22日の共同学校事務室室長会議において、教育委員会から適正な会計事務処理について、指示が行われた。</p> |
| <p>ウ 学校で行う修繕工事については、公平性の視点を持ち、選定業者に偏りが生じないよう選定するとともに、緊急を要する修繕は理由を記載するなど、選定理由を明確にすること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 学校で行う修繕工事について、過去の実績等も参考に、公平性の視点を持ち、偏りのない業者選定を行っている。また、緊急工事については、その理由を予算執行伺の際に記載し、明確にするようにしている。</p> <p>【 措置済 】 令和 6年 1月22日 学校で行う修繕工事について、過去の実績の参照、必要に応じ教育委員会に確認するなど、選定業者に偏りが生じないよう選定をしている。緊急工事については、選定理由を明確にし、予算執行を行っている。1月22日の共同学校事務室室長会議において、教育委員会から適正な会計事務処理について、指示が行われた。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>エ 一部の小・中学校には公衆電話を置き、現金収納の必要性が生じている。公衆電話の収納事務については、事故が起こらないよう事務職員を中心に適正な対応に努めること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 公衆電話の収納事務について、授業中や生徒の下校後に収納作業を行うとともに、歳入に係る調定書の点検は必ず複数でを実施するなど、適切な対応に努めている。</p> |
| <p>② 各学校と共同学校事務室の事務処理チェック体制について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 市内の小中学校を地域ごとに6ブロックに分けて、その中の1校に共同学校事務室を設置し、ブロック内の小中学校の事務職員が学校運営に関する支援及び各校の事務体制の強化を図るために共同で業務を行っている。共同学校事務室では財務帳票の点検業務も行っており、各学校の財務会計事務の一定の適正性が保持されている。しかし事前調査において、支出事務の事務処理誤りや支払遅延が複数見られ、学校や共同学校事務室でのチェック機能が十分に働いていないと思われる事例も見受けられた。共同学校事務室での財務事務に関する知識のさらなる集積と、各学校での事務処理に係るチェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努めること。</p> | <p>【 措置済 】 令和 6年 1月22日 極力その場に生徒や来校者等がいない時間帯に収納作業を行い、事務職員、管理職による複数体制でのチェックにより、引き続き適正な収納事務が行われるよう努める。1月22日の共同学校事務室室長会議において、教育委員会から適正な会計事務処理について、指示が行われた。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 支出事務の事務処理誤りや支払遅延が生じないよう、共同学校事務室でのチェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努めていく。 誤りが発生しやすい事例や複雑な事例を事務室内で共有するなど、財務事務に対する知識の蓄積やスキルアップに努めていく。 また、共同学校事務室での点検のみに頼らず、校内での承認・決裁の際には、管理職によって事務処理に不備がないか確認を行うとともに、事務職員、管理職が連携を図り、迅速な処理を行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日 現在も共同学校事務室での点検や決裁の過程で複数によるチェック体制を取っているが、そのチェック体制が十分に機能しているか見直しを図りながら、経験が浅い職員等でもポイントを押さえた点検を行うことができるよう、更にミスを減らす取り組みを行っていく。 また、教育委員会や関係課と連携し、学校や共同学校事務室向けの財務事務研修の実施を要請するなど、財務事務に関する知識のさらなる集積と事務処理に係るチェック体制の強化を図っていく。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>③ 学校内の環境整備について【有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>学校施設は老朽化が目立つところがある。児童・生徒が安全に施設を利用できるよう継続して日々の点検を行うこと。また、老朽化が進んでいる施設や設備、使用していない散水用の水道栓など、修繕や撤去が必要な施設や設備などは、教育委員会に報告して適切な管理に努めること。</p> | <p>【継続努力】 令和 5年 7月31日</p> <p>児童・生徒が安全に施設を利用できるよう定期的に安全点検を実施するとともに、管理職による日々の校内巡視の際にも点検を行っている。</p> <p>老朽化が進んでいる施設や設備、使用していない設備については、確認でき次第、早急に担当課と連携する等、子どもたちの教育に支障がでないよう適切に管理している。</p> <p>【措置済】 令和 5年12月11日</p> <p>児童・生徒が安全に施設を利用できるよう、損傷や危険箇所がないか、定期的に安全点検を実施するとともに、管理職による日々の校内巡視の際にも点検を行っている。</p> <p>そこで挙げられた損傷や危険箇所、老朽化が進んでいる施設や設備、使用していない設備については、その都度対応すると共に、高額な費用を要するなど、学校での対応が困難な場合は、子どもたちが近づかないよう安全対策を講じた上で、教育委員会へ迅速に報告、情報共有を図り、適切に管理をしている。12月11日に教育委員会から学校施設の維持管理の徹底について通知を行った。</p> |
| <p>④ ICT技術活用による教育効果について【有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>令和2年度中に、全小中学校において、児童・生徒に1人1台のタブレットが順次配備された。それと同時にすべての教室に大型提示装置と無線LAN環境も整備されており、その環境で、令和3年度当初から授業における運用が行われている。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年9月は、学校と自宅をつないだオンライン学習が本格的に実施された。これによって、児童・生徒・教員のICT活用力向上などのメリットが生じたが、体調・精神面の不良表出等のデメリットや、ネットワーク環境や混雑具合による機器の接続等不調、児童・生徒による一方的接続停止等の課題も生じている。また、通常授業とオンライン授業の併用のための準備や対応における教員の負担も増加している。今後もICT技術を活用した効果的な教育を進めるとともに、教員の負担軽減を図るため、教員のICT活用力の更なる向上に取り組むこと。</p> | <p>【継続努力】 令和 5年 7月31日</p> <p>1人1台のタブレットの配備が実現し、子どもたちがICT技術を活用し学べる環境が整った。指導する教員のスキルアップはもちろんのこと、活用について校内での研修を進めている。児童・生徒がタブレットを自宅へ持ち帰り、自宅学習にも活用している。児童・生徒一人ひとりに対して最も適した学びが実現できるよう活用方法についてさらに研修するとともに、負担軽減を図るため、教員のICT活用力向上に教育委員会とも連携して組織的な推進に努める。</p> <p>【継続努力】 令和 6年 1月31日</p> <p>令和4年度には、全小中学校のインターネット回線の増強と、教員用1人1台のタブレットの整備により、授業におけるICT活用が行いやすい環境を整えられた。</p> <p>ICT活用に見識のある校長OBをGIGAスクールアドバイザーとして各小中学校に派遣による、授業や校務でのICTのより効果的な活用や校務のDX化についてアドバイスや支援も実施している。</p> <p>令和6年度は再度全校に対して、教育支援課の指導主事による出前研修を実施する予定である。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>⑤ コミュニティスクールの効果について【住民福祉の向上の視点、有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>令和3年度に新たに4中学校のコミュニティスクール指定が行われ、全小中学校がコミュニティスクールの指定校となっている。コミュニティスクールの取り組みにより、学校ごとに、地域住民が学習や学校の活動を支援したり、運営協議会への参画により学校と一体となって教育方針の決定等に参画したりしている。また、児童・生徒が地域行事に参加したり、地域の人々との交流を深めたり、地域とともにある学校づくりを進めている。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響でこうした取り組みが制限されている事態も生じている。今後は、地域住民による学校運営への参画、地域と学校との交流・連携をさらに充実させるとともに、コロナ禍におけるコミュニティスクールのあり方を考え、教育的効果をさらに高めていくこと。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>定期的にコミュニティスクール運営協議会を開催し、運営委員の方から意見を伺い、地域とともにある学校づくりを目指している。また、校区内の保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校とのつながりを大切にした取り組みとして「学びの一体化」を行い、中学校から小学校への乗入授業や人権学習、小学校6年生児童の中学校部活動見学会等を行っており、一貫性・連続性のある教育的効果の向上に努めている。</p> |
| <p>⑥ 市費による教員配置の効果について【有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>ア 各学校において、県費の教員に加え、多額の市費の教員（「よっかいち任用講師」「学校教育アシスト」「特別支援教育推進」「学びの一体化」等）が、市教育委員会により各校に配置され効果を上げている。今後も、各学校の状況に合わせて必要な教員配置を行い、継続して教育の充実を図ること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>市費による教員の配置により、さまざまな背景がある児童・生徒に対して、丁寧に寄り添う対応ができていく。今後も学校の課題に応じた教員の配置の継続により、教育の充実を図っていく。</p> |
| <p>イ 介助員や支援員など、学校における重要な役割を担っている教職員について、児童・生徒への対応が現状の配置数で足りているかを確認して、不足しているのであれば教育委員会へ増員を要求すること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>介助員や支援員等の教職員は、個別の学習支援やきめ細やかな指導をするため、学校における重要な役割を担っている。今後も校内の様子、入学予定児童・生徒の状況等を確認し、必要な配置数が確保されるよう教育委員会へ要求していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 6年 1月31日</p> <p>教育委員会へ要求し、児童生徒の実態と支援の必要性から、令和5年度中に介助員の増員が4校、増時数が7校で行われた。また支援員の増員が1校、増時数が2校で行われた。今後も学校の状況と児童生徒の実態を教育委員会へ報告し、適正配置を要求していく。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>⑦ 特別支援を要する児童・生徒への対応について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 各学校において、特別支援を要する児童・生徒の状況に応じて、介助員や支援員が配置され、また必要な場合には他機関と連携を図っている。今後も、継続して各学校や児童・生徒の特性に応じた対応をしていくこと。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>介助員や支援員等の教職員は、個別の学習支援やきめ細やかな指導をするため、学校における重要な役割を担っている。また、必要に応じて関係機関と連携を取り、個々に応じた具体的支援を行っている。今後も継続して個々の特性に応じた対応を行っていく。</p> |
| <p>⑧ ガス給湯器の活用について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 理科室にあるガス給湯器について定期点検を行っているが、使用していない学校も見受けられた。ガス給湯器の使用実態を調査して、不要な設備であれば撤去するなど、費用対効果を検証すること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日</p> <p>引き続き介助員や支援員の適正配置を教育委員会へ要求していく。また、児童生徒の実態に応じて関係機関と連携を取り、今後も継続して、きめ細かく個々の特性に応じた支援が行えるよう努めていく。</p> |
| <p>⑨ 学校における現金の取扱いについて【合規性の視点】 【小・中学校共通事項】 児童・生徒が現金を学校へ持参することは、紛失等の事故が生じたり、児童・生徒同士によるトラブルにつながるリスクも想定できることから、現金の取り扱いを極力減らすことができるような対応を図ること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>児童・生徒が現金を学校へ持参することによる様々なリスクを想定して、集金回数を削減するなど、現金の取り扱いを極力減らすことができるよう努めている。また、学級写真の購入について、WEB注文で保護者が直接業者と取引をしている学校もみられる。</p> |
| <p>⑩ 学校内で発生した事故の対応について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 学校内で発生した児童・生徒の事故は早急に保護者へ連絡することで、学校と保護者の信頼関係を築く対応を図ること。また、病院での処置が必要であれば、保護者と連携して速やかに病院へつなげること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日</p> <p>集金回数の削減や現金集金している世帯への口座登録の働きかけなど、児童・生徒が現金を持参する機会を極力減らすよう対応を行っている。また、学級写真のように業者から直接購入するものについて、WEB注文などキャッシュレス決済の導入が可能な検討を行っている。</p> |
| <p>⑩ 学校内で発生した事故の対応について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 学校内で発生した児童・生徒の事故は早急に保護者へ連絡することで、学校と保護者の信頼関係を築く対応を図ること。また、病院での処置が必要であれば、保護者と連携して速やかに病院へつなげること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>学校内で発生した児童・生徒の事故については早急に保護者へ連絡している。また、病院での処置が必要であれば、保護者と連携して速やかに病院へつなげている。救急要請が必要な場合には、保護者と連絡を取りながら、躊躇なく判断することとしている。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年11月14日</p> <p>これまで同様、学校内で発生した児童・生徒の事故については早急に保護者へ連絡しており、特に首から上のけがについては、どれだけ軽症とみられる場合であっても、保護者に連絡を入れるようにしている。受診が必要であれば、保護者との連携のもと、速やかに病院へつなげている。また、緊急時には、躊躇なく救急車要請の判断を行っている。 上記内容をあらためて11月14日実施校長会において周知した。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>⑪ ホームページの活用について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 ア 全ての小・中学校にホームページがあり、学校によってはホームページを活用して修学旅行の様子や校内の樹木伐採などを掲載している。保護者としては修学旅行の様子や学校内の環境整備など、ホームページを介して児童・生徒の学校生活を確認することができる。先進的な活用をしている学校の取り組みを他校へ紹介することで、ホームページの活用を更に図ること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 ホームページを活用し、日々の学校教育活動の様子をタイムリーに知らせることで、保護者の学校への信頼を高めていく。特に修学旅行や自然教室など学校を離れて教育活動が実施される際の発信については、保護者の安心にもつながっている。また、教職員の負担とならない範囲で、他校の優れた取り組みを取り入れることを模索していく。</p> |
| <p>イ ホームページによる情報発信が一部の教職員の負担増とならないよう、管理職や複数の教職員で対応できる体制を構築すること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日 保護者に向けた情報発信については、通信等の発行、学校ホームページ、学校保護者連絡システム、児童生徒用タブレットへのクラウド配信等、複数の手段があり、伝達すべき情報の内容に合わせた配信を行うように各学校が工夫している。 学校ホームページにおける情報発信についても、全体的に更新頻度が上がっており、今後も継続していくとともに、内容の質の向上を目指していく。</p> |
| <p>⑫ 道路へのアクセスについて【有効性の視点】 【内部中学校】 学校敷地から道路へ出る場所において、過去に交通事故が発生しており、道路へ出る手前の通路に停止線を引く対応を行っている。教職員や学校を利用する地域住民などの交通事故を防ぐため、教育委員会とも連携して周知を行うなど、更なる安全対策に努めること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 管理職や複数の教職員でホームページの更新を行っており、一部の教職員の負担とならないよう体制を整えている。</p> |
| | <p>【 措置済 】 令和 6年 1月31日 更新作業が簡易な全校で同一のシステムを導入しており、異動しても前任校と同様の方法で更新できるようになっている。また、更新作業は主に管理職による更新や、複数の教職員で順番や分担してホームページの更新をすることが定着しており、一部の教職員の負担とならないようしている。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 令和4年度に学校前の通路に停止線を引くなどの措置を行った。しかし、事故は忘れた頃に起こることを肝に銘じ、時間に余裕をもって出退勤したり出張に出かけるよう、管理職から職員に伝えている。引き続き、教育委員会とも連携しながら、交通事故防止に努める。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日 日頃から時間に余裕をもって出退勤したり出張に出かけるよう、継続して管理職から職員に伝えている。令和6年度異動してくる教職員に対しても、危険個所の周知徹底を行い、交通事故防止に努める。</p> |